

全建労発第 1 号
令和 5 年 4 月 3 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 奥 村 太 加 典
〔 公 印 省 略 〕

処遇改善及び働き方改革への取組について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃から本会の活動につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 5 年 3 月 29 日に国土交通省と建設業団体との意見交換会が開催され、全ての関係者が

- ・技能労働者の賃金が概ね 5 % 上昇することを目指すこと
- ・建設業において時間外労働の上限規制の適用が令和 6 年 4 月と、あと 1 年に迫る中、建設業の働き方改革に向けて、週休 2 日（4 週 8 閉所等）の確保などにより工期の適正化に取り組むこと

について申し合わせがなされました(別添参照)。

このことを受けて、今年度は、下記の取組にご配慮のほどよろしく願います。

記

1 令和 5 年の技能労働者の賃金引上げの推進

令和 5 年 3 月から適用される設計労務単価が、全国主要 12 職種平均で 5.0%、全国全職種平均では 5.2% 上昇（11 年連続の上昇）となったことを受け、上記のとおり申し合わせがなされました。

これを踏まえて、本会が令和 5 年度事業計画に定めたとおり、さらなる賃上げの好循環を続けるため、各都道府県建設業協会におかれましては、概ね 5 % の賃上げを目指し、会員企業の建設技能者の賃上げや下請契約での反映等の取組を周知いただきたいこと。

なお、令和 5 年の賃上げの取組の周知に当たっては、本会が今後配付予定のポスターを活用いただきたいこと。

2 令和5年度の働き方改革の取組

上記の申し合わせを踏まえて、前年度に引き続き、「目指せ週休2日+360時間(2+360 ツープラスサンロクマル)運動」を推進いただきたいこと。

本運動の取組に当たっては、従来と同様の次の①から④の事項を改めて実施いただきたいこと。

- ① 本会から配付済みの2+360のポスター、リーフレットを活用した周知
- ② 本会ホームページ掲載の週休2日(4週8休)実現企業の取組事例の周知
- ③ 本会ホームページ掲載の週休2日(4週8休)実現企業の自己診断の実施及び週休2日実現企業に該当するスマイルライフ企業(愛称)のシンボルマークの利用促進
- ④ 労働時間規制(労働時間の適正な把握及び管理、時間外労働の罰則付き上限規制、時間外労働の割増賃金率引上等)に関する周知、啓発を行うとともに、時間外労働の上限を原則年360時間以内となるよう取り組んでいただくこと
上記に加え、令和5年度は新たに次の⑤から⑧の事項等も実施いただきたいこと。
- ⑤ 厚生労働省働き方推進支援センターとの一層の連携推進
 - ・労働時間の把握・管理等に関するセミナーへの講師派遣の依頼
 - ・会員企業に対する個別相談の利用促進等の周知
 - ・建設業専門相談ダイヤルの利用促進等の周知
- ⑥ 都道府県労働局への建設業関係労働時間削減推進会議の開催の申し入れ及び同会議への参加
 - ・民間工事発注者をはじめ関係者による工期の適正化の推進等
- ⑦ 今後本会で作成・配付予定の「建設業の実務担当者向け改正労働基準法Q&A(仮称)」を活用した労働時間規制の周知
- ⑧ ICT、DX、建設ディレクターの活用等による労働時間削減方策の周知・支援

なお、上記⑤から⑧の詳細については、後日別途連絡します。

以上

担当：労働部 古田、吉田